

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応

県外訪問時の対応（改定：令和4年1月26日付）

大学等のオープンキャンパスや職場見学、受験及び私事で県外を訪問する等の際の従前対応を、「まん延防止等重点措置」の新たな追加措置を受け、13回目の改定をします。

本県を含む18道府県が追加され、1月27日からこれまでの16都県を含め全国34の都道府県に「まん延防止等重点措置」が拡大されました。

また、下記対象都道府県以外でも、全国的に新規感染者が多数確認されております。改めて生徒、保護者の皆様におかれましては、青森県内も含め、県外への不要不急の訪問・移動は可能な限り控えてくださるようお願いいたします。

併せて、3密回避、マスク着用、手洗い、手指消毒等、感染防止対応と週末及び放課後の不要な外出の自粛を強くお願いいたします。

【実施対応】

- 1 本校指定の「届出」を作成し提出する。
- 2 帰宅後10日間の健康観察による「検温・体調確認表」を作成・提出する。
- 3 下記対象都道府県（青森県を除く）への訪問後は、帰宅後7日間（土日、祝祭日を含め）の出校停止とする。
- 4 下記以外への県外訪問をした場合は、帰宅後10日間の健康観察による「検温・体調確認表」を作成・提出とするが、直ちに出席停止扱いとはしない。

【対象都道府県】

①まん延防止等重点措置対象都道府県（全国34都道府県）

北海道、青森、山形、福島、栃木、埼玉、茨城、千葉、東京
神奈川、静岡、群馬、新潟、石川、岐阜、長野、愛知、大阪
京都、三重、兵庫、岡山、香川、広島、山口、島根、福岡
佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※指定の「届出」及び「検温・体調確認表」は担任へ申出て受け取ってください。

又は[こちらをクリック](#)して、ホームページからダウンロードしてください。